

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

第一 電気事業法施行令の一部改正

- 一 登録適合性確認機関の登録等の有効期間を三年とすること。
(第四十一条関係)
- 二 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十六条に基づく経済産業大臣の権限は、電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が行うものとする。
(第四十六条第三項関係)

第二 関係政令の整備

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号。以下「改正法」という。)の一部の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うこと。
(第二条から第四条まで関係)

第三 経過措置

改正法附則第四条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、同項に規定する小規模事業用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が行うものとする。
(第五条関係)

第四 施行期日

この政令は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行するものとする。

（附則関係）